

2015年2月12日

住宅まちづくり部長 堤 勇二 様
都市整備部長 竹内 廣行 様

大阪府職員労働組合土建支部
支部長 渡部



2015年度土建支部・分会統一要求書

土建支部は、組合員・職員・府庁に働く労働者の労働条件改善及び住民サービスの向上、住民本位で公正民主的な行政が推進できる職場づくりのため下記の要求を行う。従来からの懸案事項の解決と併せ、早急に誠意ある回答をされたい。また、分会要求についても解決の措置をとられたい。

記

1. 従来からの良き労使関係を維持し、確認事項・労使慣行については誠実に履行するとともに、労務管理強化を行わないこと。
2. 労働条件に関わる通達などの改正にあたっては、支部と事前協議を行い、一方的な実施は行わないこと。

3. 勤務条件について

- (1) 現行の定数と業務量について、360時間を超える時間外勤務が発生している職場があると労働安全衛生委員会でも報告されているところである。人員配置にあっては、職員の健康破壊を進めている長時間過密労働・恒常的残業、休日出勤をなくすよう改善すること。
- (2) 東日本大震災や近隣府県の災害に対する救援・支援について、時間外勤務や休日出勤などが発生しないよう必要な措置を講じること。
- (3) 南海トラフ地震などに関わる業務について、時間外業務が発生していることから、時間外勤務解消にむけ必要な措置を講じること。
- (4) 年度途中に欠員が発生した場合は、周囲の職員に時間外勤務が発生しないよう早期に対策を講じること。
- (5) 出産や育児、介護等の休暇制度を拡充し、正規職員で代替要員の確保をはかるなど労働条件改善に向けた措置を講じること。
- (6) 東日本大震災や平成7年兵庫県南部地震（阪神大震災）など近年頻繁に起きている大きな地震に対する教訓に学び、建築確認審査・検査、開発許可等の業務体制について「件数至上主義」を改め、時間外業務の解消のため、人員配置など必要な措置を講じること。
- (7) 職員の専門知識の向上、技術力の継承・蓄積など更なる職員のスキルアップ必要不可欠であるため、所属ごとの体制の有無に関わらず講習会等の参加により他の職員が時間外勤務を行うことのないよう必要な措置を講じること。
- (8) 若手職員・新入職員の技術力の向上、中堅・ベテラン職員の技術の継承など専門性を維持し、活気ある職場づくりのため、継続的な職員配置や新規職員採用の拡大など必要な措置を講じること。
- (9) 職員の派遣・出向職員に係る福利厚生を含む労働条件について府職員との不均衡を是正すること。
- (10) 府職員の府内市町村への出向にあたっては、勤務地への通勤時間を1時間30分以内とするよう配慮すること。
- (11) 職員の自主的な能力開発の推進及び職務遂行能力の向上を図るとともに、技術力向上・継承の観点から業務上必要な資格など（建築主事・一級建築士など）を取得する場合において、府政の適正かつ効率的な運営に資することを目的として、大学院修学支援制度（奨学金）を利用できるようにするなど労働条件の改善を行うこと。

4. 労働条件について

- (1) 勤務時間を 1990 年 10 月 31 日までの状態 (9:15~17:30) に戻すこと。また、1 日の労働時間を休憩・休息を含め、拘束 8 時間（実効時間を 1 日 7 時間、週 35 時間制）以下にすること。関係部局に働きかけ、勤務時間条例の改正を行うこと。出先職場 15 分、本庁職場 30 分の二部勤務をなくすこと。保育の特別休暇を復活し「子育て・保育」の観点から、10 歳まで拡大すること。
- (2) 時間外労働については、1 日については 2 時間、1 週については 5 時間、1 年については 120 時間を超えないように上限規制すること。2005 年 7 月 1 日付の副知事通達にもとづく「残業時間年 360 時間以上の原則禁止」及び 2014 年 7 月 1 日付総務部長「三六協定締結について（通知）」において、『本庁など締結が必要ない所属においても、関係法令及び本手引きの趣旨をふまえ、より一層の時間外勤務の縮減に取り組んでいきますようお願いします』については実効性あるものとすること。
- (3) 1995 年度の「残業抑制にむけ検討し、協議する。」とした三部局回答に基づき引き続き協議すること。超過勤務規制のための支部と部局との「労使協議機関」を設置すること。
- (4) 「ノ一残業デー」が、完全に実施されるよう退勤管理チェックなど具体的な対策を講じること。
- (5) 事前の申し出が有る無しに関わらず、時間外業務が発生している場合には（早朝も含め）、不払いが生じないよう時間外実績とすること。
- (6) 予算編成時等、議会開催時による深夜・徹夜の残業をなくすよう徹底すること。
- (7) 超過勤務命令システムについては、府職労・土建支部との合意事項を厳守すること。残業時に職員の健康保持のため夜食など必要な措置を講じること。
- (8) 各種イベントや特別の行事の開催や、休日出勤又は通常の労働条件の変更を生ずるなどの場合には、職員からの報告を求め適切に時間外手当を支給すること。
- (9) 再任用職員の非勤務日において、正職員が再任用職員の業務を代行などする場合、時間外勤務や休日出勤などにならないよう必要な対策を講じること。
- (10) 再任用職員について、現場検査業務や入札業務などで時間外業務が発生しないよう対策を講じること。また、専門的な知識や技術と長年にわたる経験の蓄積を活かし、主に若手職員への助言・指導を本来業務とし、定数外配置とするよう要望する。
- (11) 非常勤職員の賃金の引き上げなど待遇改善を行うこと。1996 年 9 月 6 日の府労組連と府当局の団体交渉での「確認事項」を厳守すること。
- (12) 水防発令時から職場到着時まで業務命令される場合、現地確認など危険な業務に携わることが考えられることから、安全確保のため対策を講じること。なお、水防業務について、班単位で業務を行うことから職員ごとの実績給に格差が生じないようにされたい。

5 賃金・昇任基準について

- (1) 「新人事評価制度」「職場チャレンジシート」「個人チャレンジシート」による評価結果の賃金リンクは撤回すること。
- (2) 国いいなりの「給与制度の総合的見直し」について、賃下げとなるため実施しないこと。
- (3) 時間外勤務手当の率を、100 分の 150（深夜・休日等は 100 分の 200）に引き上げるようはたらきかけること。
- (4) 通勤手当の改善を図るよう関係部局にははたらきかけること。
- (5) 特殊勤務手当額の増額と支給対象範囲の拡大を図ること。
- (6) 業務（公共工事の発注に係る住民説明会や工事挨拶など）で必要とする名刺、社会通念上、あいさつなどで配布せざる得ない名刺について、職員個人の負担とならないよう改善すること。
- (7) 出張に伴う経費については、個人負担が発生しないようにすること。
- (8) 昇任について、誰でも納得できる公正・平等な基準となるよう改善すること。また、職員の昇任における「7つの格差」（同一採用条件下の格差、採用年度による格差、学歴による格差、職種間の格差、部局間・本庁出先間の格差、男女間の格差、組合活動家に対する差別）をなくすこと。

6 職場環境・労働安全衛生対策について

- (1) 1988年4月制定、2002年12月に改正された「VDT作業のための労働安全衛生管理基準」が遵守されるよう徹底すること。職場スペースの確保、配置、照明など環境設備をはかること。また、パソコンの電磁波対策を行なうこと。VDT作業については、その従事者に充分な研修教育期間を配慮すること。作業の安全は必ず確保するとともに安全教育を行うこと。
- (2) 職員定期健康診断を充実・拡充させること。検査項目については近見視力、歯科検診、骨密度検査を加えること。問診の際に、ストレスチェックを実施すること。
- (3) 母性保護の観点から、女性職員の深夜労働（水防含む）は行わせないこと。
- (4) 職員診療所を復活させること。
- (5) メンタルヘルスの啓発の充実、職場復帰にあたって支援などの充実を図ること。また、ストレスドック、脳ドックについては、希望者全員を検診させ、当局負担とすること。
- (6) 人間ドックについて、希望する全ての職員が受診できるようにすること。また、当局負担とすること。
- (7) 特別休暇の拡充を行うとともに、諸権利行使を保障する条件整備を講じること。ボランティア休暇、保育休暇など廃止した休暇については、必要に応じて拡充・復元すること。また、不妊治療等に関わる特別休暇を創設、看護（介護）休暇の日数を増やすこと。
- (8) 働きやすい職場を目指し、職場からセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントをなくすこと。また、総務部長通知「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」について、啓発ポスターの掲示や知事メッセージというアピールだけでなく、防止の観点から職員のために実行ある施策を各部で講じること。
- (9) 裁判・紛争又紛争処理について、担当職員のみで処理せず、部として対応することとし、休日出勤や時間外勤務など職員に負担をかけないよう改善をはかること。
- (10) 冬季における現場作業を行う場合は、防寒服を支給すること。
- (11) 水防仮眠室を整備すること。また、時間外水防待機時に冷暖房を稼働させること。
- (12) 窓口において申請手数料が必要な受付について、休憩時間（昼休み）や時間外業務となる場合があるため、職員の勤務に負荷が掛からないよう必要な対策を講じること。
- (13) 府議会で府当局が「現在、防災拠点と想定されていない」と回答せざる得ない旧WTC（咲洲庁舎）について、災害時の職員参集が出来ない事、災害時の職員の安全確保が出来ない事などを踏まえ、直ちに旧WTC（咲洲庁舎）から撤退すべきである。現本庁舎の耐震補強整備をすすめ、老朽化した庁舎や執務室等の耐震対策など安全衛生の向上をはかり、安心して職務に専念できる職場環境の改善をはかること。
- (14) 大手前庁舎及び咲洲庁舎の職場環境改善に関すること
- ①執務室スペースについては、課ごとに職員、特嘱・非常勤職員等を算定した当面 「1人5m²基準」を守ると共にその算定に会議室、書架スペース等は含めないこと。また、別館の狭隘対策を早急に行なうこと。
- ②職員の更衣室を拡充すること。また、更衣ロッカーを個人専用にすること。
- ③冷暖房の運転システムについて、タイマーを導入するなど執務の実態に合わせること。中間期における、冷暖房運転を執務室の実態に合わせ柔軟に運転すること。
- ④執務室の照度を常に適正に保つこと。特に咲洲庁舎においては、季節ごとに照度調査を行なっているが、きめ細やかな調査を行い、良好な職場環境を維持すること。また、トイレの個室について、トイレ内個室が暗いため、照明器具を設置すること。
- ⑤別館全体のゴキブリなど害虫駆除を行うこと。
- ⑥職員の健康管理増進のため、咲洲庁舎と同様に別館にも咲洲庁舎と同様のリフレッシュルームを設置すること。